

新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対する支援について

<商工関係>

【支援策一覧】

区分	内容	所管課等
融資に関すること	広島市中小企業特別融資(景気対策特別融資)	広島市産業立地推進課 (TEL:082-504-2241 FAX:082-504-2259) 【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
	最近3か月間の月平均売上額、売上総利益率及び営業利益率のいずれかが最近3か年のいずれかの年の同期の月平均売上額等に比べて10%以上減少している中小企業者等が、事業の資金繰りの円滑化を目的として利用する資金 【限度額】中小企業者、組合3,000万円 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	
	広島市中小企業特別融資(セーフティネット資金)	
	セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1か月の売上が前年に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月の売上が前年に比べ20%以上減少することが見込まれること)の認定を受けた中小企業者等の必要とする資金 【限度額】中小企業者、組合3千万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ申し込む。	
	※広島県緊急対応融資(緊急経営基盤強化資金)	広島県経営革新課(TEL:082-513-3321) 【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、みずほ銀行、県内の各信用金庫・各信用組合
	最近3か月間の月平均売上額、売上総利益率及び営業利益率のいずれかが最近3か年のいずれかの年の同期の月平均売上額等に比べて5%以上減少している中小企業者等が、事業の資金繰りの円滑化を目的として利用する資金 【限度額】中小企業者、組合4,000万円 【申込方法】取扱金融機関へ申し込む。	
	※広島県緊急対応融資(セーフティネット資金)	
	セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1か月の売上が前年に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月の売上が前年に比べ20%以上減少することが見込まれること)の認定を受けた中小企業者等の必要とする資金 【限度額】中小企業者8千万円、組合等1億6千万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ申し込む。	
	※日本政策金融公庫(経営環境変化対応資金)	同感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りの改善に必要な資金
	国民生活事業(主に小規模事業者向け) 【限度額】4,800万円 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ申し込む。	
中小企業事業(中小企業向け) 【限度額】7億2,000万円 【申込方法】日本政策金融公庫(中小企業事業)へ申し込む。	日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業(TEL:082-247-9151)	
※日本政策金融公庫国民生活事業(衛生環境激変特別貸付)	同感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方向けの資金 【限度額】別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円) 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ申し込む。	日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業(TEL:082-244-2231)

※は広島県等が実施する支援

区分	内容	所管課等
経営上のお悩み に関すること	経営相談(各種専門家による相談)	広島市中小企業支援センター (TEL:082-278-8032 FAX:082-278-8570)
	【経営に関すること】 毎週月・火曜日の9～13時、毎週木・金曜日の13～17時	
	【資金繰りに関すること】 毎週水曜日の13時～17時	
	【法律に関すること】 第2木曜日の13時～17時(予約制)	
	アドバイザー派遣	
	※国等が設置している特別相談窓口	中国経済産業局中小企業課 (TEL:082-224-5661) 中小企業基盤整備機構中国本部 (TEL:082-502-6300) 広島県よろず支援拠点 (TEL:082-240-7706) 広島県中小企業団体中央会 (TEL:082-228-0926) 広島県商工会連合会 (TEL:082-247-0221) 広島商工会議所 (TEL:082-222-6610) 広島県信用保証協会 (TEL:082-228-5501) 商工組合中央金庫 広島支店 (TEL:082-248-1151) 商工組合中央金庫 広島西部支店 (TEL:082-277-5421) 日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業 (TEL:082-247-9151) 日本政策金融公庫 広島支店 国民生活事業 (TEL:082-244-2231)

<雇用関係>

【支援策一覧】

区分	内容	所管課等
雇用に関すること	※雇用調整助成金(特例措置)	広島労働局職業対策課(TEL:502-7832)
	新型コロナウイルス感染症の影響により、日本・中国間の人の往来の急減により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対する雇用調整助成金(休業手当の一部を助成)について、支給要件の緩和など特例措置が講じられています。 特例措置の対象事業主の範囲が拡大されました 【拡大後の対象事業主の範囲】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ※これにより、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。	
	※国が設置している特別相談窓口 (新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等の労働に関する相談)	

※は広島県等が実施する支援